

国内募集型企画旅行ご旅行条件（要約）

お申込みいただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください

この旅行は富士バス観光株式会社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります

ご旅行条件につきましては、下記条件の他、コースごとに記載されている条件、ご旅行案内（チラシ）、確定書面および当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります

□旅行のお申込みおよび契約の成立時期

1) 当社は店頭・電話・FAX・郵便・ホームページなどによる旅行契約の予約申込を承ります

2) 歩行や視聴覚などをご不自由な方、動物アレルギーのある方、身体障害者補助犬をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方は、事前にお申し出ください

3) 契約申込は申込書にご記入の上、別に定める申込金（旅行代金全額）とともに指定期日までにご提出をお願いします

4) 旅行契約は、当社が締結を承諾し、旅行代金全額を受理した時に成立するものとします

□旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃料金、有料道路代、観光入場料金、食事代、旅行傷害保険、ガイド・添乗員同行コースの必要経費等になります

上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません

（コースに含まれない交通費等の諸経費および個人的費用は含みません）

□お客様のご都合による旅行契約の解除・払い戻し

旅行契約成立後、お客様のご都合で契約を解除される場合は、次の金額の取消料を申し受けます

旅行開始日の10日前～8日前までの取消 旅行代金の20%

旅行開始日の7日前～2日前までの取消 旅行代金の30%

旅行開始日前日の取消 旅行代金の40%

旅行開始日当日の取消 旅行代金の50%

旅行開始後の一部解除および無連絡不参加 旅行代金全額

取消日が日祝日・年末年始（12/30～1/4）の場合は翌営業日扱いとなります

ご返金については、上記取消料および送金手数料を差し引いた金額をご返金いたします

ご返金はバス旅行終了後となりますのでご了承ください

□旅行開始前の当社による旅行契約の解除および払い戻し

お客様の人数が最少催行人員に達しなかった時は、旅行の実施を取り止める場合があります

この場合は下記の期日までにその旨を連絡し、すでにお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、旅行契約を解除します

国内旅行/旅行開始日の14日前

□お客様の責任

お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについては記載内容と異なるものと認識した時は、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければならない

□特別補償

当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故によりその生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います

□国内旅行保険への加入について

旅行中の怪我による多額の治療費、移送費等がかかることがあります

事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難ことがあります

お客様自身で、これらを補償する十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします

□旅程補償

当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に「規定の率」を乗じた額の変更補償金を旅行終了日から30日以内に支払います

□お客様の個人情報の取扱いについて

お客様から頂いた個人情報の取扱いについては、旅行および当社の各種サービス・キャンペーンに利用させていただきます